

海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続、構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法の規定において使用する用語の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項に規定する墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、市内において当該事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの

(3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(事前協議)

第4条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請予定者の名称、代表者の氏名及び所在地（主たる事務所の所在地が市外である申請予定者にあつては、市内に存する事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（申請予定者が地方公共団体である場合は、規則で定める書類）を添付しなければならない。

- (1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書
- (2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- (3) 墓地等の設計図
- (4) 墓地等の付近の見取図
- (5) 墓地等の区域（墓地等の用に供する土地及び当該土地の維持又は効用を果たすために必要な区域をいい、第11条から第13条までに規定する施設及び緑地を含む。以下同じ。）に係る土地の登記事項証明書
- (6) 墓地等の区域に係る土地及び当該土地の隣接地の公図の写し
- (7) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (8) 墓地等の計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書
- (9) 墓地又は納骨堂にあつては、当該墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類するもの（以下「契約約款等」という。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 市長は、第1項の規定による協議があつた場合は、申請予定者に対し必要な助言及び指導を行うことができる。

（経営計画の周知）

第5条 申請予定者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。）の外部から見やすい場所に第19条第3項の工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。
- (2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し墓地等経営計画の概要に関する説明会を開催すること。

2 申請予定者は、前項第2号の説明会を開催した場合は、速やかに当該説明会の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第6条 申請予定者は、近隣住民等から墓地等経営計画について、規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の規定による協議をした場合は、速やかに当該協議の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

（手続の省略）

第7条 市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、前3条（第16条第1項において準用する場合を含む。）に規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

（経営許可の申請）

第8条 経営許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条の規定により手続が省略された場合を除き、第4条から第6条までに規定する手続を行った後、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び所在地（主たる事務所の所在地が市外であ

る申請者にあつては、市内に存する事務所の所在地)

(2) 第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 理事会その他の法人の意思決定機関において墓地等の経営について、決定したときの議事録の写し(申請者が地方公共団体である場合は、市長が別に定める書類)

(2) 第4条第3項第1号から第9号までに掲げる書類(申請者が地方公共団体である場合は、同項第3号から第7号までに掲げる書類)

(3) 墓地等の経営に伴い、宗教法人法第5条第2項第2号又は第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、当該承認書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(経営許可)

第9条 市長は、経営許可の申請があつた場合は、その内容を審査し、当該経営許可をするときには、墓地等経営許可書を申請者に交付し、又は当該経営許可をしないときは、その旨を申請者に書面により通知する。

2 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、経営許可に規則で定める条件を付することができる。

(墓地等の設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、地方公共団体が経営しようとする場合及び規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との距離が規則で定める距離以上の距離を有すること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生

その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備の基準)

第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 給水設備及び排水設備を設けること。

(2) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の規模を有する駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。

(3) 墓地内の通路は、規則で定める有効幅員以上の幅員を有する通路であること。

(4) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。

(5) 植樹等により隣接地等外部と明確に区分すること。

(納骨堂の構造設備の基準)

第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。

(2) 換気設備を設けること。

(3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている場合は、この限りでない。

(4) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の規模を有する駐車場その他納骨堂を利用する者に便益を供するための施設を設けること。

(火葬場の構造設備の基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の規模を有する駐車場その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。
- (8) 植樹等により隣接地等外部と明確に区分すること。

(経営者等の遵守事項)

第14条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持すること。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場合は、速やかに安全措置を講じ、又は当該墓石等の所有者に当該安全措置を講ずるよう求めること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
- (4) 墓地又は納骨堂にあっては、契約約款等に基づく管理を行うこと。

(変更許可等)

第15条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更（墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。以下同じ。）の許可（以下「変更許可」という。）又は墓地等の廃止の許可（以下「廃止許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び所在地（主たる事務所の所在地が市外である墓地等の経営者にあつては、市内に存する事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地

- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止予定年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書
- (2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- (3) 墓地等の変更にあつては、変更を行う土地の登記事項証明書
- (4) 墓地等の変更にあつては、墓地等の設計図
- (5) 墓地等の付近の見取図
- (6) 墓地等の区域に係る土地及び当該土地の隣接地の公図の写し
- (7) 墓地等を変更し、又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (8) 理事会その他の法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止について、決定したときの議事録の写し（墓地等の経営者が地方公共団体である場合は、市長が別に定める書類）
- (9) 墓地等の変更又は廃止に伴い、宗教法人法第5条第2項第2号又は第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (10) 墓地等の変更にあつては、墓地等経営計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書
- (11) 墓地等の廃止にあつては、改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、変更許可又は廃止許可の申請があつた場合は、その内容を審査し、当該変更許可をするときは墓地等変更許可書を、当該廃止許可をするときは墓地等廃止許可書を当該申請した者に交付し、又は当該変更許可若しくは廃止許可をしないときは、その旨を当該申請した者に書面により通知する。

4 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、変更許可に規則で定

める条件を付することができる。

(墓地等の拡張に係る準用)

第16条 第4条から第6条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域の拡張又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る許可を受けようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、第4条第1項中「法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）」とあるのは「法第10条第2項に規定する墓地等の拡張に係る変更の許可」と、「墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）」とあるのは「墓地等の拡張の計画（以下「墓地等拡張計画」という。）」と、同条第2項及び第3項中「墓地等経営計画協議書」とあるのは「墓地等拡張計画協議書」と、同項3項第7号中「経営しよう」とあるのは「拡張しよう」と、第5条及び第6条中「墓地等経営計画」とあるのは「墓地等拡張計画」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により第5条の規定を準用する場合は、既設の墓地等の区域を含むものとする。

(申請事項変更届)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項の墓地等経営許可申請書に記載した事項を変更した場合（変更許可に係る場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び所在地（主たる事務所の所在地が市外である墓地等の経営者にあつては、市内に存する事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 変更の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等申請事項変更届には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は

廃止の許可があったものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第19条 墓地等の経営者は、経営許可又は変更許可（以下「許可」という。）に係る工事が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び所在地（主たる事務所の所在地が市外である墓地等の経営者にあつては、市内に存する事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 工事が完了した日
- (4) 許可に条件が付された場合にあつては、当該条件の履行状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等工事完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完了後の墓地等の土地の登記事項証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、第1項に規定する届出があつた場合は、許可に係る工事を検査し、適当と認めるときは、工事完了検査済証（以下「検査済証」という。）を墓地等の経営者に交付するものとする。

4 墓地等の経営者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。

5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(勧告)

第20条 市長は、第4条から第6条まで（第16条第1項において準用する場合を含む。）に規定する手続が正当な理由がなく行われていないと認める場合は、墓地等の許可を受けようとする者に対し必要な勧告をすることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表する場合は、あらかじめ公表する理由を、勧告を受けた者に書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第24条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、現に旧法第10条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手續及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の規定の例による。